

千葉県議会議員一般選挙

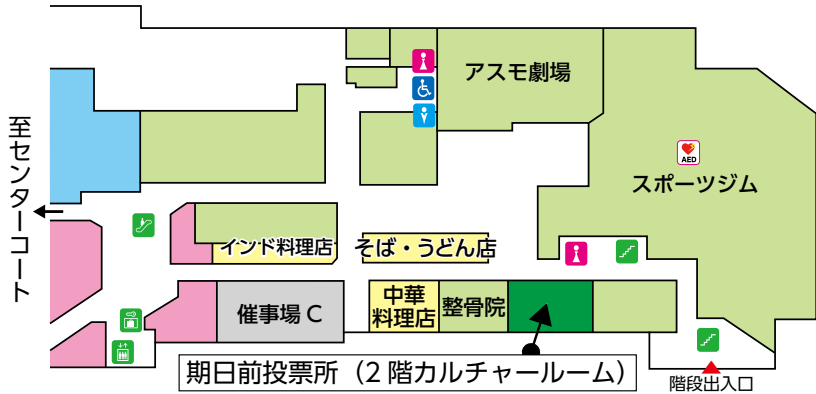
投票日時 4月7日(日) 7時～20時
 『伝えよう 自分の思いを 投票で』

◆期日前投票のお知らせ

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所へ行けない見込みの方は、入場整理券を持参し、期日前投票所で「宣誓書」を記入の上、期日前投票をすることができます。

期間	時間	場所
3月30日(土)～ 4月6日(土)	8時30分～ 20時	茂原市役所1階 102会議室
	8時30分～ 17時	本納公民館 第1会議室
3月30日(土) 31日(日) 4月6日(土)	10時～ 19時	茂原ショッピングプラザ アスモ2階 カルチャールーム

アスモ2階平面図



◆投票できる方

次の3つの要件に当てはまり本市の選挙人名簿に登録さ

- ① 日本国民であること
- ② 平成13年4月8日までに生まれた方
- ③ 平成30年12月28日までに本市に住民票が作成され、引き続き3カ月以上登録されている方または、引き続き3カ月以上茂原市に住民登録された後、千葉県内の他市町村に転出し、転出から4カ月経過していない方

◆住所変更した方

- ① 3月12日以降に市内で住所変更の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。
- ② 平成30年12月29日以降に県内他市町村から本市に転入の届け出をし、引き続き居住されている方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、投票日当日に前住所地の投票所で投票するか、前日までに前住所地で期日前投票を、または本市において不在者投票を(請求手続きは前住所地の

◆入場整理券は封書で

入場整理券は3月26日(火)ごろから郵送をいたします。入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付へお申し出ください。

◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票事由に該当する方は、その施設内で不在者投票をすることができます。

◆滞在先での不在者投票

ほかの市町村に滞在中で、投票日までに茂原市に帰れない方でも最寄りの選挙管理委員会へ不在者投票ができます。お早めに本市選挙管理委員会へ不在者投票の請求を行ってください。

◆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて障害の内容が一定の要件に該当する方や介護保険法による要介護者で要介護状態区分が要介護5である方)で、投票所へ行くことが困難な場合には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

◆選挙公報は新聞折り込み

選挙公報は4月3日(水)ごろの朝日・読売・毎日・産経・日経・東京・千葉日報の朝刊に折り込み配布します。また、現在「広報もばら」を郵送で受け取っている世帯には、直接郵送します。

そのほか市内公共施設に公報ボックスを設置しますが、入手できない見込みの方は、お早めにお申し出ください。お問い合わせは、

選挙管理委員会(6階)
 ☎(20)1529、FAX(20)1604へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。